

令和6年度 関根施設消防用設備点検作業

仕 様 書

令和6年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センター 施設工務課

目 次

1. 件名	1
2. 目的と概要	1
3. 作業実施場所	1
4. 納期	1
5. 作業期間及び作業時間	1
6. 作業内容	1～3
7. 支給品及び貸与品	3
8. 業務に必要な資格等	3
9. 提出書類	3～4
10. 適用法規・規程等	4
11. 検収条件	4
12. 品質保証	4
13. 安全文化を醸成するための活動	4～5
14. 総括責任者	5
15. グリーン購入法の推進	5
16. その他	5
17. 特記事項	5～6

添付資料

- 別添－1 関根施設消防用設備等一覧表
- 別添－2 むつ科学技術館消防用設備等一覧表

1. 件名

令和6年度 関根施設消防用設備点検作業

2. 目的と概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター（以下、「原子力機構」という。）の関根施設及びむつ科学技術館に設置している消防用設備の機器点検及び総合点検作業の実施に伴い、当該業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本作業は、関根施設及びむつ科学技術館の消防用設備を「消防法第17条の3の3」、「消防法施行令第36条の第1項及び第2項」、「消防法施行規則第31条の6」、「青森研究開発センター消防計画第27条」に基づき機器点検（6箇月に1回）及び総合点検（1年に1回）を実施する。これらの作業について、受注者は対象設備の構造取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

青森県むつ市大字関根字北関根400番地、他

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

青森研究開発センター 関根施設

建屋：燃料・廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟、むつ科学技術館等（詳細は添付資料参照）

4. 納期

令和7年1月17日（金）

点検実施日については、原子力機構と協議の上決定するものとする。但し、前期機器点検分は令和6年6月28日（金）迄に作業を完了し、速やかに点検結果報告書提出の上、原子力機構の確認を受けるものとする。

5. 作業期間及び作業時間

（作業期間）

機器点検（前期）： 契約締結日 ～令和6年 6月28日（金）

機器点検（後期）、総合点検：令和6年12月 2日（月）～令和6年12月27日（金）

（作業時間）

原則として次の時間帯に実施する。

平日 9：00～17：00

（但し、むつ科学技術館については、休館日に行うものとする。）

6. 作業内容

6.1 対象設備・装置等

対象となる建物の名称

（1）関根施設（別添－1 関根施設消防用設備等一覧表参照）

ア. 事務棟

イ. 動力棟

ウ. 技術管理棟

エ. 事務2棟

オ. 正門守衛所

カ. 車庫棟

キ. 燃料・廃棄物取扱棟（一部管理区域含む）

ク. 実験工房

ケ. 実験工房（教材倉庫）

コ. 実験工房（金工室）

- サ. 実験工房（木工室）
- シ. 技術管理棟附属建家
- ス. 管理部倉庫（倉庫及びプレハブ）
- セ. 旧モニタリングポスト（燃料・廃棄物取扱棟前、動力棟前）
- ソ. 機材・排水管理棟（一部管理区域含む）
- タ. 塵芥焼却炉建家
- チ. 気象観測所
- ツ. 環境分析室
- テ. 作業員詰所
- ト. 埠頭倉庫
- ナ. 油脂庫
- ニ. 屋外（消火栓）
- (2) むつ科学技術館（別添－2 むつ科学技術館消防用設備等一覧表参照）
 - ア. 科学技術館（展示施設及び保管建屋）（一部管理区域含む）
 - イ. 科学技術館倉庫（A）
 - ウ. 科学技術館倉庫（B）
 - エ. 科学技術館守衛所
- (3) その他
 - ア. 機材・排水管理棟屋外消火栓の点検（2箇所）
消防用設備点検に準じた点検とすること。
 - イ. 機材・排水管理棟南面鋼製建具の点検（1箇所）
水圧開錠作動確認を行うこと。

6.2 作業範囲及び項目

消防用に供する設備

- (1) 消火器
 - ア. 粉末消火器
 - a. 粉末ABC（小型）
 - b. 粉末ABC（大型）
 - イ. 二酸化炭素消火器
- (2) 不活性ガス消火設備
 - ア. 二酸化炭素消火設備
 - イ. 粉末消火設備
- (3) 屋内消火栓設備
 - ア. ポンプ
 - イ. 制御盤
 - ウ. 消火栓
 - エ. 手動起動スイッチ
- (4) 屋外消火栓設備
 - ア. ポンプ
 - イ. 制御盤
 - ウ. 消火栓
- (5) 自動火災報知設備
 - ア. 受信機（P型1級）
 - イ. 受信機（R型）
 - ウ. 感知器（差動式スポット型）
 - エ. 感知器（差動式空気管型）
 - オ. 感知器（定温式スポット型）
 - カ. 感知器（光電式スポット型）
 - キ. 感知器（光電式分離型）

- ク. 感知器（熱アナログ式スポット型）
- ケ. 音響装置（ベル）
- コ. 発信機
- サ. 消火栓起動装置
- (6) 非常警報設備
 - ア. 起動装置
 - イ. 音響装置（ベル）
 - ウ. 放送用操作装置
 - エ. スピーカー
- (7) 誘導灯・誘導標識
- (8) 非常用電源設備（自家発電設備）
 - ア. 発電機
 - イ. 始動用バッテリー（非常電源）
- (9) 避難器具
 - ア. 避難梯子（金属製）

6.3 作業内容及び方法等

- (1) 消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」の基準に基づく外観点検、機器点検、総合点検を行うこと。
- (2) 消防用設備等点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書及び点検票を作成し速やかに提出すること。
 - ア. 下北地域広域行政事務組合消防本部で指定している点検報告書様式（A4版）を使用すること。
- (3) 消火器点検後、消火器本体に「検査済証」の貼紙を行う。貼ってあるものについては、記入のみとする。
- (4) 本作業は、工業計器について十分な知識、経験を有する作業員が期限内に校正された測定機器を使用して点検校正を行うこと。使用機器校正等証明書（校正証明書、校正成績書、トレーサビリティ証明書）を作業開始前に提出し、有効期限等については原子力機構の確認を得ること。

7. 支給品及び貸与品

7.1 支給品（無償）

原子力機構の指定場所にて電気（単相 100V）及び水は受注者へ無償とする。ただし、電気（単相 100V）使用時は過負荷保護及び漏電遮断器を介して使用すること。

7.2 貸与品

放射線防護資材（管理区域内作業服等、個人線量計）

8. 業務に必要な資格等

- ア. 消防設備士免状（甲種1類・3類・4類・5類、乙種6類・7類）
- イ. 消防設備点検資格者免状（第1種、第2種）
- ウ. 電気工事士（第一種、又は第二種）
- エ. 上記資格等に準ずるもの

9. 提出書類

(1) 品質保証計画書	契約後速やかに	1部
(2) 総括責任者届	契約後速やかに	1部
(3) 作業工程表	契約後速やかに	1部
(4) 実施要領書	契約後速やかに	1部
(5) 作業資格（写）	契約後速やかに	1部

(6) 下請承諾願	契約後速やかに	1部
(7) 測定機器校正証明書	契約後速やかに	1部
(8) 安全衛生チェックリスト	契約後速やかに	1部
(9) リスクアセスメント実施報告	契約後速やかに	1部
(10) 作業日報	作業後速やかに	1部
(11) TBM-KY活動記録(写し可)	作業後速やかに	1部
(12) 点検結果報告書	作業終了後	2部
(13) 作業写真	作業終了後	1部
(14) (12)～(13)収録CD-R	作業終了後	1部
(15) その他監督員が必要と指示するもの	必要数	

10. 適用法規・規程等

(1) 適応法規・規程等

- ア. 消防法第17条の3の3
- イ. 消防法施行令第36条の第1項及び第2項
- ウ. 消防法施行規則第31条の6
- エ. 青森研究開発センター 消防計画第27条
- オ. 青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設保安規定
- カ. 青森研究開発センター 品質マネジメント文書

11. 検収条件

「9. 提出書類」の確認及び原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時をもって、業務完了とする。

12. 品質保証

- (1) 受注者は、本作業に係わる品質管理プロセスを含め記述した品質保証計画書又は品質マニュアル(以下「品質保証計画書等」という)を提出し、確認を得ること。
- (2) 品質保証計画書は、当該業務に関する内容について、JIS Q 9001 又は JEAC4111 を満足するものであること。
- (3) 受注者は、原子力機構からの要求があった場合には、本件に係わる力量評価を提出し、確認を得ること。
- (4) 受注者は、原子力機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。
- (5) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項として、受注者は不適合発生時には速やかに原子力機構に連絡するとともに、その不適合に関連する作業を中止して該当及び関連個所に表示等の識別を行うこと。不適合に関する原子力機構への報告は、「原子力第1船原子炉施設不適合管理並びに是正処置及び予防処置要領」に準じて行うこと。また、不適合の識別から是正処置の完了まで、責任分担を明確にすること。
- (6) 調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報の提供に関する事項として、受注者は作業該当箇所に係る運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る)がある場合には、受注者は当該情報を原子力機構に提供すること。
- (7) 作業等に使用する判定基準値等には、判定基準値等の根拠を実施要領書及び点検結果報告書に記載すること。

13. 安全文化を醸成するための活動

受注者は、以下に示すような安全文化を醸成するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく作業が安全に行われるようにすること。

- (1) 安全確保のための一人ひとりの役割確認と安全意識の浸透。
- (2) 構築物、設備及び機器の劣化、故障及びトラブル等に関する迅速な通報連絡。
- (3) 施設、設備等の習熟(知識と技術)と基本動作(5S、KY・TBM等)の徹底。

(4) 本作業の実施における課題や問題点の速やかな情報共有、改善。

1 4. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令。
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整。
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

1 5. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 6. その他

本仕様書に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については両者協議の上決定するものとする。

1 7. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し、安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。
- (3) 受注者は業務の実施にあたって、関係法令及び所内規程を遵守するものとし、原子力機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。また、原子力機構が実施する安全確保の再徹底に係る教育を作業員全員が事前に受講し、教育理解度確認票を提出すること。
- (4) 作業責任者等認定制度の運用に伴い、青森研究開発センターが実施する現場責任者の認定を受けた者を作業現場に常駐させること。やむを得ず作業現場を離れる場合は、現場責任者の認定を受けた者の中から代理者を指名し、その旨を作業者に周知するとともに、作業責任者（原子力機構）に連絡する。この際、連絡先を明らかにしておくこと。なお、上記認定を受けた現場責任者は現場代理人を兼ねることができるものとする。
- (5) 保証期間は検収後一年とし、この期間内に本点検に起因する故障等が発生した場合は請負業者の責任において無償で修理するものとする。なお、本点検は原子力原子力機構職員との立会いの基行い点検チェック表にて点検漏れがないことを確認すること。点検チェック表は作業毎日報に添付して提出すること。
- (6) 作業で使用する資材及び消耗品等はアスベストの使用されていない物を使用するものとする。なお、アスベスト使用品の産廃の際はマニフェストを提出するものとする。
- (7) 受注者は作業開始前に従事者とKY、TBM等安全について十分打合わせを行うこと。
- (8) 作業中は、安全保護具（ヘルメット、安全靴、安全帯等）を確実に着用すること。
- (9) 作業中は常に整理整頓を心がける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- (10) 電圧測定作業における注意事項
 - ア. 作業区域にある充電部は絶縁防護具で確実に防護するとともに表示を行い、安全を確保すること。また、作業員には絶縁保護具を使用させること。
 - イ. 絶縁保護具は、使用前点検及び定期的な検査に合格したものを使用すること。
 - ウ. 作業員は、作業前に検電を実施し、充電範囲を把握すること。
 - エ. 作業指揮者を選任し、作業手順の徹底、作業監視等を実施すること。
 - オ. 電圧測定作業は、有資格者を含めて必ず2名以上で行うこと。

カ．電圧測定に使用するテスターは、“強電用安全テスター”に相当するものを使用し、
テストピンの金属部分に絶縁養生を施すこと。

- (11) 受注者は業務の実施後において、作業対象機器の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る）がある場合には、これを提供すること。
- (12) 原子力機構が受ける官公署等の諸検査がある場合には、協力・助勢すること。

別添-2 むつ科学技術館消防用設備等一覧表

		むつ科学技術館・保管建屋	科学技術館倉庫(A)	科学技術館倉庫(B)	科学技術館守衛所	合 計
消 火 器	粉末ABC消火器(小型)	54	1	1	1	57
屋内消火栓設備	消 火 栓	6				6
	手動起動スイッチ	6				6
自 動 火 災 報 知 設 備	受信機(P型1級)	1				1
	感知器(差動式スポット型)	77				77
	感知器(定温式スポット型)	4				4
	感知器(光電式スポット型)	37				37
	音響装置(ベル)	10				10
	発 信 器	6				6
非常警報設備	放送用操作装置	1				1
	ス ピ ー カ ー	66				66
誘 導 灯 誘 導 標 識	誘 導 灯	26				26
	誘 導 標 識	2				2
避難器具	避難はしご(金属製)	1				1